

平成26年度
自家発電設備等導入費用助成事業
募集要項

申込受付

平成26年4月14日（月）～平成26年12月25日（木）

申請書類は公社ホームページからダウンロードできます。

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/>

お問い合わせ



公益財団
法人

東京都中小企業振興公社

設備リース課

〒101-0025

東京都千代田区神田佐久間町2-20 翔和秋葉原ビル2階

電話 03-5822-9031

FAX 03-5822-9032

目次

1	事業内容	1
2	申請要件（助成対象者）	1
3	助成率・限度額	3
4	助成事業の流れ	4
5	助成対象設備	4
6	助成対象経費	8
7	助成対象外経費の例	8
8	申請書類及び提出部数	8
9	申請書の提出先	9
10	申請に関する注意事項	10
11	節電推進アドバイザー派遣	11
12	審査方法	11
13	助成対象者に採択された後の注意事項	12
14	助成金交付決定の取り消し・助成金の返還	14

1 事業内容

中小企業等が、電気料金の値上げに伴う生産コストの上昇に対して、操業を続けながら電気の使用量を抑制する節電に取り組むことは重要であり、中小企業が生産活動を続けながら効率的に電力を利用する取組を支援するため、自家発電設備等の導入に対して助成します。

2 申請要件（助成対象者）

上記事業を実施する者で、以下の要件を満たす者。

（1）中小企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者で、以下の全ての要件を満たす者。

ア 電力需要の抑制または事業活動の継続に当たって助成対象設備が必要な事業を行っていること。

イ 東京都内に登記簿上の本店または支店があり（個人にあつては東京都内で開業届出又は青色申告をしている者で、都内で事業を営んでいる者）、当該事業所で申請時まで1年以上事業を継続していること。

ウ 大企業が実質的に経営に参画していないこと。

① 発行済株式総数又は出資価額の総額2分の1以上を同一の大企業が所有または出資していないこと。

② 発行済株式総数又は出資価額の総額3分の2以上を大企業が所有または出資していないこと。

③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占有していないこと。

エ 営業に関して必要な許認可等を取得していること。

オ 直近の都税事務所発行の事業税・法人都民税の納税証明書（個人事業所で事業税が非課税の方は、所得税〔税務署発行〕及び住民税〔区市町村発行〕の納税証明書）が入手できること。

カ 事業税その他租税の未申告、滞納がないこと。

キ 東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。

ク 申請に係る同一の設備について国・都道府県・区市町村等から助成を受けていないこと。

ケ 原則として過去に本事業による助成金の交付を受けたことがないこと。

コ 過去に公社・国・都道府県・区市町村等から助成を受けた者は、「実施結果状況報告書」を所定の期日までに提出していること。また、交付決定の取消や法令違反等不正の事故を起こしていないこと。

- サ 風俗関連業、金融業、貸金業、農林水産業、医療業または社会福祉施設を営んでいないこと。
- シ 非営利団体（NPO、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等）でないこと。
- ス 別表1（16頁）に掲げる分類に該当しないこと。
- セ 民事再生法、会社再生法、破産法に基づく申立・手続中（再生計画等認可後は除く）、または私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在していないこと。
- ソ 会社法第472条の規定により休眠会社として解散したものとみなされていないこと。
- タ 自己又は自社の役員等、設備購入先（見積先）等の関係者が、東京都暴力団排除条例（平成23年3月18日条例第54号）に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、公的資金の助成先として社会通念上適性を欠くと東京都及び公社が判断する者でないこと。

※中小企業者の定義

業種	資本金及び従業員
製造業・建設業・運輸業・ソフトウェア業・情報処理提供サービス業・その他	3億円以下、または300人以下
卸売業	1億円以下、または100人以下
サービス業	5,000万円以下、または100人以下
小売業	5,000万円以下、または50人以下

(2) 中小企業グループ

中小企業グループとは、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に基づく法人等（事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、消費生活協同組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合等）その他法人格を有する団体で、3者以上の組合員等を有し、一つの敷地内又は建物内において共同受電を行っているもののうち、以下の要件を満たすものをいいます。なお、申請時には必ずしも法人格は必要ありませんが、助成金の交付決定を受けるためには、それまでに法人格を取得していることが必要です。

グループが、上記（1）中小企業者の定義をすべて満たすこと。ただし、一部の要件については、下記のとおりとします。

- ① グループまたは「組合員等」が、電力需要の抑制または事業活動の継続に当た

って助成対象設備による電力の確保が必要な事業を行っていること。

- ② グループのすべての組合員等が上記（１）中小企業者の要件をすべて満たすこと。
- ③ 申請時において法人格を取得見込みのグループについては、「引き続き１年以上事業を営んでいること」の要件を除きます。ただし、申請時にその全構成予定企業が、上記（１）中小企業者の要件をすべて満たすこと。

※本助成事業においては、共同受電及び助成事業により取得した財産の管理を行うため、同一敷地内等の３社以上の中小企業が共同出資により株式会社を設立した場合の当該株式会社は、中小企業グループとみなします。

3 助成率・限度額

下記に定める額を限度として、予算の範囲内で交付します。なお、助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

また、申請に際しては、総事業費（税抜き）（「平成 26 年度自家発電設備等導入費用助成事業申請書」の「3 自家発電設備等導入計画（１）設置予定の設備について」の⑥総事業費）が、30 万円以上であることとします。

（１）自家発電設備等

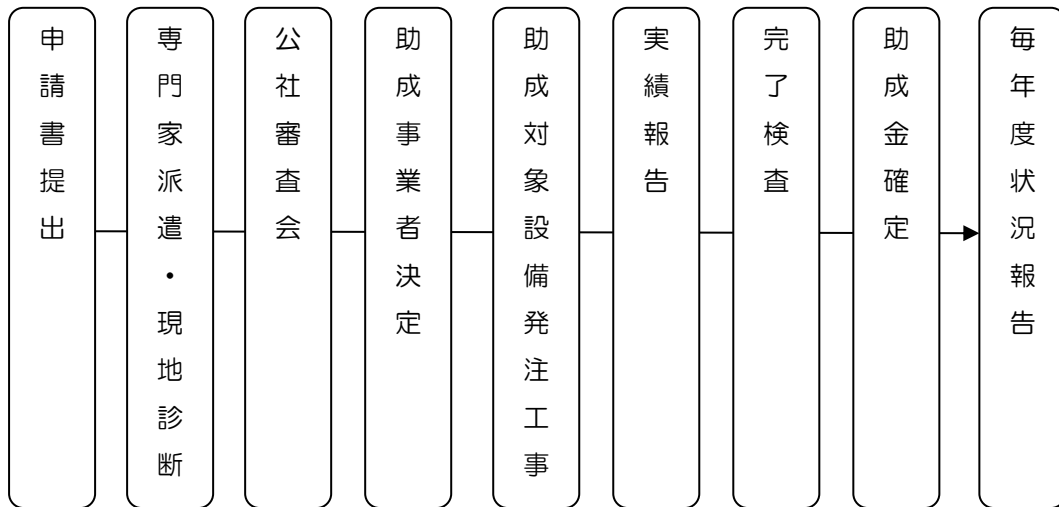
中小企業者単独 助成対象経費の 1 / 2 以内（1,500 万円を限度）

中小企業グループ 助成対象経費の 2 / 3 以内（2,000 万円を限度）

（２）LED ランプ

中小企業者単独・グループともに助成対象経費の 1 / 2 以内（1,000 万円を限度）

4 助成事業の流れ



※助成金額の交付は、完了検査が終了し金額確定後の請求払いとなります。

5 助成対象設備

助成の対象となるのは、自らの電力需要の抑制または事業活動の継続に当たって必要であり、**都内**の自社の敷地内に設置し、継続して生産設備、受電設備等に接続するもの（敷地外への持ち出しは対象外）で、以下の（１）から（６）の設備費及びこれらを運用するために必要となる付帯設備等となります。原則として、新品のみを対象とします（自家発電設備を除く）。

ただし、以下の（３）から（６）は、東京都内の中小企業者等のうち**主たる業務として製造業を営んでいる者が生産現場（工場）に導入する**場合に限りま

※貸ビル業の方が自家発電設備及び蓄電池を導入する場合は、共有部分や自社の占有部分にかかる設備が対象となり、テナント部分に係る設備は対象となりません。

（１）自家発電設備

内燃力を原動力とする火力発電設備で、原則 1 基出力10kW以上のもの。非常用（一般停電用）のものを含みますが、消防法又は建築基準法で設置を義務付けられている防災用発電設備のみを目的とする場合は対象外です。

また、コージェネレーションについては、発電に直接要する機器（ガスエンジンユニット）のみを対象とし、停電時に非常用電源として発電できるものをいいます。

なお、「事業活動が停止してしまうと都民生活等に甚大な影響を及ぼすおそれがある」と東京都が指定する場合には、出力10kW以下の設備も対象となる場合があります。

ます。

※【ご注意】自家発電設備の設置工事に係る法令届出について

自家発電設備の設置工事に当たっては、事前に以下の法令に基づく届け出が必要な場合がございます。また、常用か非常用かで規制の内容は大きく異なります。必ず申請前に所管の官庁へご確認ください。

- 火災予防条例（所管消防署）
- 電気事業法（関東東北産業保安監督部）
- 大気汚染防止法（東京都環境局）
- 騒音規制法・環境確保条例（市区町村）

(2) 蓄電池

以下に掲げる新品の蓄電池

ア 原則1基蓄電池容量1kWh以上のリチウムイオン蓄電池又は鉛蓄電池。

イ 買電等により常時電気を蓄え停電時に対応できるもので、生産設備等の電力バックアップを目的として計画停電などの場合に当該生産設備等を継続して稼働させることができるもの。

ウ 災害時の転倒防止のため、原則として定置式であるもの。

エ 消防法又は建築基準法で設置を義務付けられているものではないこと。

オ リチウムイオン蓄電池については、国が実施する定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ (<http://sii.or.jp>) により指定されているものであること。

カ 鉛蓄電池については、鉛蓄電池部に加え、インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成され、装置に組み込まれている蓄電池部がJIS規格に適合していること。なお、公的機関による認証又は評価書の写しを提出すること。

※無停電電源装置（UPS）の場合は、事業継続に必要な負荷設備を4時間程度稼働できる容量・出力のものに限ります。申請書3（2）「※事業継続に必要な設備」で非常時の事業継続計画を明らかにしてください

※蓄電池設備は、消防法第9条及び東京都火災予防条例で、定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル（鉛9.6kWh、リチウム17.76kWh）以上の場合、規制の対象となりますので、管轄の消防署で確認してください。

※【ご注意】

本助成事業では、非常時に事業を継続させるために最低限必要とする機器等を概ね4時間程度を稼働させることを想定しています。

また、蓄電池については、現状の各社製品販売価格の変動が激しいことなどから、実勢価格の動向や製品等開発状況を勘案しながら、過大な金額の見積に基づく申請は助成対象から除外させていただく場合があります。

(3) デマンド監視装置

電力量計に接続し、電力使用量を監視・予測し、あらかじめ設定した電力使用量に近づくと警報を発報等する装置を有するもの（単純な電力計測機器は対象外です）。

節電による効率的・効果的な電力利用のために導入するものであること。

(4) 進相コンデンサ

電気回路において力率を改善するために導入し、省エネルギーに寄与できるもの。

(5) インバータ

周波数や電圧、電流を制御することによって、動力設備の運転量を制御し、省エネルギーに寄与できるもの。

(6) LEDランプ

※【ご注意】

本事業は、既設の照明器具の蛍光管等を LED ランプに交換すること及びそれに伴う工事費用を助成するものです。

ただし、長期間使用した既設の照明器具のまま LED ランプに交換した時などに、安全性の問題から照明器具の交換が必要な場合があり、本事業においては、そうした場合、必要となる付帯設備等の費用も助成対象としています。

照明用白色LEDを用いた直管形又は高天井用として使用する照明で、導入にあたり工事を伴うもの（卓上スタンドその他のコンセント設備を使用する器具のランプではないもの）。高効率化を図るために導入するもので、以下に掲げる要件を満たすこと。

ア 定格寿命が 40,000 時間以上であること。

イ 固有エネルギー消費効率が 60lm/W 以上であること。

ウ 直管形 LED ランプ（G13 口金）については、ランプ重量 500g 未満のものであること。

エ 落下、感電、発火等の防止措置を講じること。

オ 消防法又は建築基準法で設置を義務付けられているもの（非常灯など）ではないこと。

カ EMI 評価データ（CISPR15）について、日本国内の第三者機関での認証データを提出できるものであること。

（EMI はエミッションとも呼ばれ、装置から不要な電波、いわゆるノイズをむやみに発生させないことをいう。）

※ LED ランプ交換の申請にあたっては、取扱説明書等に沿って安全に設置・使用することを確認した「LED ランプ導入に関する確認書」をご提出いただきます。

また、既存の蛍光灯器具に LED ランプを取り付け、安定器の取り外しなど製品の改造を伴う工事を行った場合、実績報告書提出時にはメーカー又は施工業者からの安全に関する証明書をご提出いただきます。

※ 長期間（おおむね8年以上）使用した照明器具の蛍光管等を付帯設備等の交換なく LED ランプに交換する場合など、安全性に問題があると認められる場合は、助成の対象外となることがあります。

（7）上記（1）～（6）を運用するために必要となる付帯設備等

ア 自家発電設備

電灯配電盤、動力配電盤、変圧器、燃料タンク、消音設備、始動用バッテリー、保護装置、高圧遮断器等

イ コージェネレーション

液晶リモコン、防振架台、遠隔監視アダプタ

なお、廃熱利用設備、貯湯ユニット（槽）、それらに接続するための配管、蒸気配管等の発電に直接関係しない設備及び他の設備と共有する設備は対象外

ウ 蓄電池

遠隔制御装置、遠隔監視アダプタ、防振架台、金属製ラック、分電盤等

エ デマンド監視装置

警報装置、制御装置、監視用 PC ソフトウェア（※汎用性が高く本助成事業に特定できない機器（パソコン・プリンタ等）は対象外です。）

オ 進相コンデンサ

直列リアクトル、放電コイル、電磁開閉器（又は遮断機）、自動力率調整装置等

カ インバータ

直流（交流）リアクトル、ノイズフィルタ、制動抵抗器、サージ電圧抑制装置等

キ LED ランプ

電源ユニット、ソケット、落下防止部品等

6 助成対象経費

助成対象設備の導入に必要な設備費、設計費及び工事費のうち、公社が必要かつ適切であると認めた必要最小限の経費をいいます。見積り等の提出に併せ、下記経費の内訳がわかる積算資料を提出してください。

- (1) 設備費（設備の購入に要する費用）
機器費、必要不可欠な付帯設備費
- (2) 設計・工事費
設計費、材料費、消耗品・雑材料費、直接仮設費、労務費、総合試験調整費、立会検査費、機器搬入費、助成対象の設置を行うために必要不可欠な設計及び工事

7 助成対象外経費の例

- (1) 消費税その他の租税公課、共通仮設費、一般管理費、諸経費、消防等官公庁・電力会社への申請費・道路占有許可申請費、安全対策費、清掃費、旅費・交通費、通信費、水道光熱費、収入印紙代、振込手数料等の事務費。既存設備の撤去・処分のための工事に要した撤去費、移設費、処分費。
- (2) リースによる設置や割賦販売で購入した機器に係る経費
- (3) 親会社、子会社、グループ企業等関連会社（資本関係のある会社、役員及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引により発生する経費
- (4) 自社製品又は自社で取り扱いのある製品、付帯設備単体のみ導入する場合の経費
- (5) 過剰とみなされる機器を導入する経費
- (6) 交付が決定する前に導入された機器等に要する経費
- (7) 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- (8) その他、公社が適当ではないと判断する経費

8 申請書類及び提出部数

- (1) 申請書（公社指定様式） ※実印を押印
- (2) 申請前確認リスト（公社指定様式） ※実印を押印
- (3) 助成対象設備の設置に係る見積書等（積算根拠がわかる明細付）の写し
※見積書記載業者は商業・法人登記済であること
- (4) 助成対象設備の工事に係る設計図書類及び工程表の写し 2部
※工事なしの場合不要
- (5) 工事が発生する場合で、自社所有でない土地・建物に設備を設置する場合は、当該土地・建物の所有者の承諾書

- (6) 平面図の写しなど助成対象設備の設置場所が確認できる書類 2部
- (7) 単線結線図の写し（インバータ、LEDランプを除く） 2部
- (8) 助成対象設備に係るカタログ 2部（原本1部、写し1部）
- (9) 主たる事業の営業に必要な事業許可書等の写し
- (10) 履歴事項全部証明書（発行3カ月以内）
 - ※個人は開業届出の写し、組合は定款及び組合員名簿
- (11) 前年度法人事業税及び法人都民税の納税証明書（発行3カ月以内）
 - ※都税事務所発行 ※個人事業者で事業税が非課税の方は、所得税及び住民税の納税証明書
- (12) 直近の確定申告書の写し 2期分
 - ・法人：①別表1～16 ②決算報告書
（株主資本等変動計算書、販売費・一般管理費明細、製造原価報告書がある場合は、必ず添付してください。）
 - ・個人：全ての事業の収支内訳書または青色申告決算書（貸借対照表を含む）
- (13) 社歴（経歴）書（会社概要・パンフレットでも可）2部（原本1部、写し1部）
- (14) 申請時から過去2年間の「電気料金等請求書」の写し
 - ※お手元にある最新の請求書から、過去2年間分の写しを用意してください。
 - ※テナントの方は、過去2年分の使用料金等がわかる資料を提出してください。
- (15) LEDランプ導入に関する確認書 ※LEDランプ申請者のみ、実印を押印
- (16) LEDランプの国内の第三者機関でのEMI認証データの写し（LEDランプの場合）1部
- (17) 「節電推進アドバイザー派遣事業申込書・保有設備一覧表」
- (18) その他公社が別途指定する書類

※上記（10）から（13）までについて、中小企業グループは全構成員の書類が必要です。

※（3）について、原則として複数社の見積書をご提出ください。1社のみで見積書しか提出できない場合は、その業者選定理由等を明確にする必要があります。なお、公社で見積を行った業者に対して直接、その内容を確認するなど価格の妥当性の調査をする場合がありますので予めご了承ください。

※必要書類の中に日本語以外の言語がある場合は、翻訳文を併せて提出してください。

9 申請書の提出先

(1) 申請書の入手方法

申請書は、公社ホームページ（<https://www.tokyo-kosha.or.jp/>）からダウンロードして作成してください。

(2) 申請受付期間

平成26年4月14日（月）から平成26年12月25日（木）まで
※なお、最終日は17時までの受付となりますのでご注意ください。

(3) 申請書類提出

- ア お申込みは、公社下記（4）の申込場所への**持参**のみ受け付けます。
- イ 郵送によるお申込みはできません。
- ウ 受付時の混乱を回避するため、申請書類提出は事前申込制となっています。
窓口までお越しの際は、必ず事前にご連絡ください。
- エ 書類提出は、必ず申請者の方が持参してください。工事関係者等、申請者以外の方の申込みはできません。

(4) 申込場所

東京都千代田区神田佐久間町2-20 翔和秋葉原ビル 2F
公益財団法人東京都中小企業振興公社 設備リース課
TEL：03-5822-9031 E-MAIL：lease@tokyo-kosha.or.jp
FAX：03-5822-9032

10 申請に関する注意事項

- (1) 助成金の交付は、助成期間を通じて、1企業（グループ）につき1回までとなります。
- (2) 平成23・24年度に既に本事業に基づく助成金の交付を受けた方は申請できません。ただし、既に申請した企業も、LEDランプの再度申請ができます（ただし製造業に限る）。
- (3) 申請時において、法人格を取得する見込みのグループは、そのグループの代表企業として助成事業を統括し責任を負う者を定めていただき、その方が申請書の作成および申請手続をしてください。
- (4) 同一設備で国・都道府県・区市町村等から他の助成を受けているものは対象になりません。また今後、同一設備で国・都道府県・区市町村等から助成を受けること及び東京都中小企業向け省エネ促進税制の減免対象機器とすることはできません。
- (5) 提出された書類はお返しいたしません。
- (6) 申請書類等、資料の作成及び提出に要する経費は、すべて申請者の負担となります。
- (7) 助成対象経費の算出に当たっては、あらかじめ十分に検討してください。必要に応じて、公社から追加資料の提出及び説明を求められることがあります。
- (8) 申請受付後に書類の不備があり、公社から再提出の指示があった後、返答がなく1か月を経過した場合は申請取消となる場合があります。

11 節電推進アドバイザー派遣

助成金の申請を受け付けた後に、公社指定の節電推進アドバイザー派遣による現地診断を受けていただきます。節電推進アドバイザー派遣では次の(1)から(3)までを行います。

- (1) 節電行動計画のアドバイス
- (2) 申請書に記載された助成対象設備の内容・導入理由・効果等に対するヒアリング
- (3) 助成対象設備の導入による経営等への影響に関するヒアリング

※節電推進アドバイザー派遣は、申請内容（発電設備等及び電気工事関係）が分かる方、経営内容・経理手続がわかる方の対応をお願いします。

12 審査方法

当該月の25日(土日の場合は前日の営業日)までに受け付けた申請案件について、原則として翌月開催の審査委員会に諮ります。

ただし、申請者や現地診断する専門家の予定によっては、上記の審査委員会に間に合わない場合もあります。

(1) 審査委員会による審査

ア 審査は、申請書及び現地診断の内容に基づき、次の観点から行います。

- ① 自家発電設備等計画について
- ② 自家発電設備等の導入理由
- ③ 自家発電設備等の導入効果
- ④ 節電に対する取組み内容
- ⑤ 経営内容及び資金調達計画

イ 審査の途中経過のお問い合わせには一切応じかねますのであらかじめご了承ください。

ウ 審査委員会は、毎月1回開催される予定です。

エ 審査の結果は審査委員会終了後に文書で通知します。

オ 審査の結果、不採択となることがあります。

(2) 交付決定

ア 助成金申請額と助成金交付予定額が異なる場合があります。

イ 採択の際に通知する交付予定額は、助成交付金額の上限を示すものです。

ウ 助成金交付に当たって、必要に応じて条件を付す場合があります。

エ 申請時において、法人格を取得する見込みであったグループについては、交付決定までに法人格を取得している必要があります。

13 助成対象者に採択された後の注意事項

(1) 助成事業の実施

交付決定後に、助成対象設備の発注および設置工事を開始していただきます。

(2) 助成金額の確定

ア 事業が完了した後、実績報告をしていただきます。

※助成金の交付を受けるには、平成26年度内に対象機器の設置・支払いが完了し、公社へ実績報告書を提出し、完了検査を受け、平成27年3月31日までに請求書を提出いただく必要があります。

イ 公社から完了検査に、助成対象設備の設置場所までお伺いし、設置・動作の確認と書類の原本確認をいたします。

なお、その際には提出いただいた書類の原本を確認いたしますので、すべての原本を設置場所にご用意してください。

ウ 完了検査後に助成金の額が確定します(交付予定額から減額されることがあります)。

(3) 助成事業中の注意事項

ア 支払いの確認

助成事業完了後の実績報告において、以下の書類の提出が必要となります。書類の提出がない場合は、当該経費は助成対象外となります。また、完了検査において公社がその原本を確認します。

- ① 見積書の写し
- ② 契約書(又は、「注文書と注文請書」)の写し
- ③ 納品書
- ④ 工事完了届等その他設備の設置完了がわかる書類の写し
- ⑤ 工事日誌及び工事写真帳の写し
- ⑥ 製品保証書の写し(LEDランプの場合はメーカー又は施工業者が発行する安全証明書。器具ごと交換する場合は製品保証書が必要です。)
- ⑦ 請求書の写し
- ⑧ 金融機関発行の振込控及び普通預金通帳、当座勘定照合表等の写し
(インターネットバンキングの場合には、振込画面のハードコピー及び金融機関発行の入出金明細書が必要です。)
- ⑨ 設計図書類、工程表、積算書、設計図面の写し(申請時と変更があった場合)
- ⑩ 関係法令に係る届出の写し

※上記以外にも、領収書・通帳・勘定元帳も確認する場合がございますので、助成事業にかかる書類の整備・保管を必ず行ってください。

イ 経費の支払方法

助成事業に係る経費の支払いは、一括後払いで、かつ、**金融機関・郵便局**

からの振込み払いとします。また、他の取引の経費との混合払いは原則認めませんので、他の経費とは区別できるようにしてください。

ウ 禁止事項（助成事業中及び完了後）

- ① 原則として、助成事業に基づき導入する助成対象設備その他の設備については、その機種、型式及び設置場所を申請書記載のものから変更し、又は改造することはできません。
- ② 交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継させていけません。
- ③ その他、助成事業の内容を変更・中止することはできません。
- ④ 中小企業グループの方は、組合員等を2者以下にすること、又は中小企業グループを解散することはできません。
- ⑤ 上記の場合において、あらかじめ公社へ申請を行い、真にやむを得ない場合として公社が認めた場合は、承認することがあります。
- ⑥ また、企業名（名称）・代表者・所在地の変更があった場合については、速やかに公社への届け出が必要です。

（4）助成事業完了後の注意事項

ア 状況報告書の提出について

助成事業の完了した会計年度終了後、5年間、助成事業の実施結果について報告書を提出していただきます。

イ 関係書類の保存

助成事業に係る関係書類及び帳簿類は助成事業の完了した会計年度終了後、5年間保存しなければなりません。

ウ 財産の保管・管理

助成事業により取得した助成対象設備その他の財産は、すべて善良なる管理者の注意義務を持って保管・管理しなければなりません。また、原則として、一定の期間は当該財産の処分（売却・廃棄等）はできません。財産を処分した場合は、別に定めるところにより、納付金を納付していただきます。なお、助成対象設備には、公社の助成金を受けている旨のシールを貼付いたします。

エ 助成事業の公表

助成事業を受けられた方は、企業名、代表者名、所在地、電話番号、業種、従業員数、交付年度、導入設備、助成金額の概要等について公表する場合があります。

※交付決定以後の事務手続などは、別途お知らせいたします。

14 助成金交付決定の取り消し・助成金の返還

当公社の助成金については、公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められています。当然ながら、当公社としても、助成金に係る不正行為に対しては厳正に対処いたします。

従って、当公社の助成金に対して交付申請をされる方、申請後、採択が決定し、助成金を受給される方におかれましては、十分ご認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

以下のいずれかに該当した場合は、助成金交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。助成金交付決定を取り消した場合において、既に助成事業者に助成金が交付されているときは、期限を定めて助成金を返還していただきます。

- (1) 偽りその他不正の手段により、助成金等の交付を受けたとき、または受けようとしたとき。
(例) 導入する設備の購入経費について、次の事例のような違反があったとき
 - ・リベート（ポイント還元、商品券、サービス券、物品等を含む）による代金還元を前提としていた場合
 - ・購入経費を水増しした場合
 - ・値引き、返金、下取り価格を隠匿した場合
 - ・リース契約による導入を買い取って購入したように偽装した場合
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき、または使用しようとしたとき。
- (3) 助成対象設備の設置場所での事業活動の実態がないと認められるとき。
- (4) 助成対象設備を無断で処分（移設、売却、賃貸、廃棄等）したとき。
- (5) 申請要件に該当しない事実が判明したとき。
- (6) その他助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令もしくは助成金交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (7) 偽りその他の不正な手段により、助成金を不正に受給した場合は、当該助成金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の助成金のうち取り消し対象となった額に違約加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくことになります。

※刑事罰が適用される場合もありますので、十分注意してください。

※不正又は事故を起こした助成事業者、購入先、その他助成事業の関係者等については、公社が実施するすべての助成事業の申請をすることは、今後一切できません。

＝申込者情報のお取り扱いについて＝

利用者 公社、東京都

利用目的

- 1 当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のために使用します。
- 2 経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。
※ 上記2を希望されない方は、当該事業担当者までご連絡ください。

第三者への提供 原則として行いませんが、以下により行政機関へ提供する場合があります。

- 1 目的1 当公社からの行政機関への事業報告
- 2 目的2 行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼等
- 3 項目 氏名、連絡先等、当該事業申込書記載の内容
- 4 手段 電子データ、プリントアウトした用紙

※ 目的2を辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。

※ 個人情報「個人情報の保護に関する要綱」に基づき管理しております。当要綱は、公社ホームページ (<http://www.tokyo-kosha.or.jp>) より閲覧及びダウンロードすることができますので併せてご参照ください。

※以上の内容は、平成26年4月7日現在のものです。
最新の情報は、当公社ホームページをご覧ください。

(別表1)

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者から除外する業種
（日本標準産業分類 第12回改定による小分類）

大分類	中分類	小分類
L 学術研究、専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関	711 自然科学研究所 712 人文・社会科学研究所
O 教育・学習支援業	81 学校教育	811 幼稚園 812 小学校 813 中学校 814 高等学校、中等教育学校 815 特別支援学校 816 高等教育機関 817 専修学校、各種学校 818 学校教育支援機関
P 医療、福祉	83 医療業	831 病院 832 一般診療所 833 歯科診療所
	84 保健衛生	841 保健所 842 健康相談施設 849 その他の保健衛生
	85 社会保険・社会福祉・介護事業	851 社会保険事業団体 852 福祉事務所 853 保育所・託児所・障害者福祉事業
Q 複合サービス事業	87 協同組合（他に分類されないもの）	871 農林水産協同組合
R サービス業（他に分類されないもの）	93 政治・経済・文化団体	931 経済団体 932 労働団体 933 学術・文化団体 934 政治団体 939 他に分類されないもの
	94 宗教	941 神道系宗教 942 仏教系宗教 943 キリスト教系宗教 949 その他の宗教
S 公務	全て	全て

